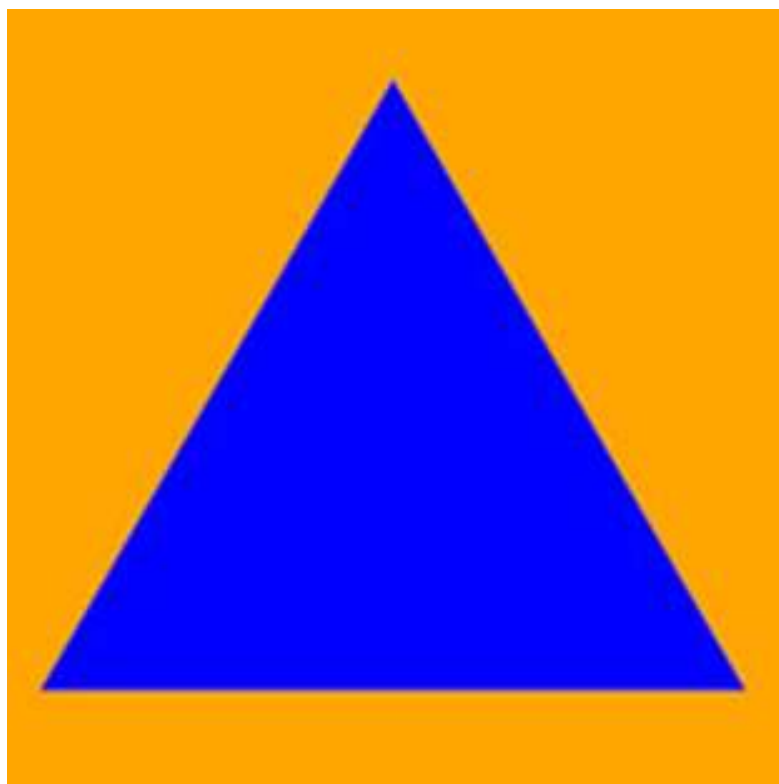


# 湧水町国民保護計画



令和5年5月

湧水町

# 目次

第1編	総論	1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
第2	町国民保護計画の構成	1
第3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第4	町国民保護計画の周知徹底	2
第5	町地域防災計画等との関連	2
第6	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	7
第1	関係機関の事務又は業務の大綱	8
第2	関係機関の連絡先	9
第4章	町の地理的、社会的特徴	10
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	14
第1	武力攻撃事態	14
第2	緊急処理事態	20
第2編	平素からの備えや予防	22
第1章	組織・体制の整備等	22
第1節	町における組織・体制の整備	22
第1	町の各課等における平素の業務	22
第2	町職員の参集基準等	23
第3	国民の権利利益の救済に係る手続等	25
第4	消防機関の体制	26
第2節	関係機関との連携体制の整備	27
第1	基本的考え方	27
第2	県との連携	27
第3	近接市町との連携	28
第4	指定公共機関等との連携	28
第5	ボランティア団体等に対する支援	28

第3節	通信の確保	29
第4節	情報収集・提供等の体制整備	31
第1	基本的考え方	31
第2	警報等の伝達に必要な準備	31
第3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
第4	被災情報の収集、整理・報告等に必要な準備	33
第5節	研修及び訓練	34
第1	研修	34
第2	訓練	34
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	36
第1	避難に関する基本的事項	36
第2	救援に関する基本的事項	37
第3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	37
第4	交通の確保に関する体制等の整備	37
第5	避難施設の指定	38
第6	町における避難及び救援に関する平素からの備え	39
第3章	生活関連等施設の把握等	40
第1節	生活関連施設の把握等	40
第1	生活関連等施設の把握	40
第2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	40
第2節	町が管理する公共施設等における警戒	42
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	42
第1	基本的考え方	42
第2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	43
第3	町における物資及び資材の備蓄、整備	43
第5章	国民保護に関する啓発	44
第1	国民保護措置に関する啓発	44
第2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	44

第3編	武力攻撃事態等への対処	46
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	46
第1節	町の初動体制の確保	46
第2節	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	47
第2章	町対策本部の設置等	48
第1節	町対策本部の設置	48
第2節	通信の確保	52
第3章	関係機関相互の連携	54
第1節	国・県の対策本部との連携	54
第2節	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	54
第3節	自衛隊の部隊等の派遣要請等	54
第4節	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	55
第5節	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	56
第6節	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	56
第7節	町の行う応援等	57
第8節	ボランティア団体等に対する支援等	57
第9節	住民への協力要請	58
第4章	警報及び避難の指示等	59
第1節	警報の伝達等	59
第1節	警報の伝達等	59
第2節	警報の伝達方法の基準	60
第3節	緊急通報の伝達及び通知等	61
第2節	避難住民の誘導等	
第1節	県からの避難措置の指示の通知	62
第2節	避難の指示の通知・伝達	62
第3節	避難実施要領の策定	63
第4節	避難住民の誘導	66
第5節	避難措置の指示の解除等	68
第5章	救 援	70
第1節	救援の実施	70
第2節	関係機関との連携	70
第3節	救援の内容	71
第3節	医療活動等が実施される際の留意事項	73

第6章	安否情報の収集・提供	74
第1	安否情報の収集	74
第2	安否情報の収集・整理・報告	75
第3	安否情報の照会に対する回答	77
第4	外国人に関する安否情報	78
第7章	武力攻撃災害への対処	79
第1節	武力攻撃災害への対処	79
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	79
第2	武力攻撃災害の兆候の通報等	79
第3	生活関連等施設の安全確保	80
第4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	80
第2節	NBC攻撃による災害への対処	81
第1	応急措置の実施	81
第2	汚染原因に応じた対応	81
第3	町長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限等	82
第3節	応急措置等	84
第1	退避の指示	84
第2	警戒区域の設定	85
第3	応急公用負担等	86
第4	消防に関する措置等	86
第8章	被災情報の収集及び報告	88
第9章	保健衛生の確保その他の措置	89
第1	保健衛生の確保	89
第2	防疫対策	90
第3	廃棄物の処理	90
第10章	国民生活の安定に関する措置	91
第1	生活関連物資等の価格安定	91
第2	避難住民等の生活安定等	91
第3	生活基盤等の確保	91
第11章	特殊標章等の交付及び管理	92
第12章	町の特性に応ずる対処	94
第1	中山間地域における対処	94
第2	川内原子力発電所における武力攻撃原子力災害への対処	94

第4編	復旧等	95
第1章	応急の復旧	95
第1	基本的考え方	95
第2	ライフライン施設の応急の復旧	95
第3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	95
第2章	武力攻撃災害の復旧	96
第1	基本的考え方	96
第2	武力攻撃災害の復旧	96
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	97
第1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	97
第2	損失補償及び損害補償	97
第3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	97
第5編	緊急処理事態への対処	98
第1	緊急処理事態に係る責務	98
第2	緊急処理事態認定前の対処	98
第3	緊急処理事態認定後の対処	99
第4	緊急処理事態への対処上の留意点	100

## 資料編

資料1	湧水町国民保護協議会条例	102
資料2	湧水町国民保護対策本部等条例	103
資料3	湧水町会議委員一覧（防災会議、国民保護会議）	104

別冊1 「湧水町避難実施要領モデル」

別冊2 「湧水町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」